

整理番号	処-02-2
------	--------

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令		
根拠条項	第5条の3第1項	処分権者	消防長、消防署長その他の消防吏員
根拠条文	<p>法第5条の3第1項 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>防火対象物において「火災の予防に危険であると認められるとき」又は「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められるとき」 なお、基準の認定に当たっては、具体的な火災発生の危険性又は支障が認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要（理由 行政手続法第13条第2項第1号に該当する場合は不要）		
区分	弁明		
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月1日		